

議事要旨

会合名：第7回 DX対応モデル契約見直し検討WG (WG2)

日時：2019年11月25日(月) 10:00~12:00

討議内容：

1. 論点に関する議論

- 1) 委員より“前提条件から外れる項目”のコメント対応案を説明し、特に質問・意見はなかった。
- 2) 事務局より“ガイドライン案”について、コメント対応案（修正済み資料含む）を説明し、次のような議論（主なもの）があった。
 - 新しい用語を使う場合、一般的か、使ってもよいのか、を考える必要がある。今回使った“MVP 開発”という用語はアジャイル開発の中では一般的だが、注釈を付ける必要はある。
 - “役割の分担”の内容はどこかに必要だが、現状の資料名とミスマッチ。また他の公開資料とタイトルが同一だと誤解を与える可能性がある。事務局が資料名を別途提案して議論する。
- 3) 事務局よりモデル契約に付随する“メッセージ案”のコメント対応案（修正済み資料含む）を説明し、次のような議論（主なもの）があった。
 - “価値探索”が一般の“要件定義と類似している”との表現は誤解される可能性がある。“価値探索”で行う具体的な内容を書く方がよい。ただし、“メッセージ”なので書きすぎないこと。
 - 最終的にすべての要件を確定することが求められる、と受け取られる表現がある。ゴールは要件確定ではなく、役に立つ製品・サービス・価値が届く、ということ。
- 4) 事務局より、モデル契約で“想定する開発案”のコメント対応案（修正済み資料含む）を説明し、次のような議論（主なもの）があった。
 - 想定内容としてケースをすべて挙げるのではなく、1つのケースだけ挙げて、後は解説の方で書くことにする。
- 5) 専門委員よりモデル契約試案・別紙・検討ポイントについて、コメント対応案（修正済み資料含む）を説明し、次のような議論（主なもの）があった。
 - モデル契約試案では“ユーザ”という概念が誤解を生み易いため、“ユーザ、ベンダ”ではなく、“甲乙”に修正したが、他の資料との整合性が懸念される。別の文書まで“甲乙”にすると非常に分かりにくくなるので、“ユーザ企業、ベンダ企業”等分かりやすい書き方が必要。
 - 知財権の侵害は、一般的にはベンダの方が専門知識を持つ（責任がある）が、開発チームが混成だと双方に責任があるケースも考えられる（過失相殺の考え方）。プロジェクトの特性にもよるので、当事者が明確に責任範囲を決めるしかない。これはセキュリティホールやツール／パッケージのバグ等でも同じ状況になる。
 - プロダクトオーナー(P0)の責任を明確にすることで、個人責任を追及されないか懸念される。一般的には会社の責任だが、P0の個人責任を追及しようとするケースが発生するかもしれない。条文に法的責任を個別に負うものではない、と書く方法もある。今回は解説に書く方向としたい。
 - スクラムマスターは責任を負うものではなく、“努める役割”として、努力義務と分かるように記述する。
 - モデル契約試案にバックログの記述はあるが、開発の流れを最小限の記述にしているため、スプリントを回す話はガイドラインにしかない。スプリントを回すことも本質的なことなので契約書に記述があった方がよい。

以上